

# 長野県地域防災計画

## 原子力災害対策編

令和4年度修正(案)

## 新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 モニタリング等</p> <p>2 <b>放射性物質</b>濃度の測定</p> <p>(1) 県は、あらかじめ定めた<b>放射性物質</b>濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。(関係部局)</p> <p>(2) 市町村は、必要に応じて<b>放射性物質</b>濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 モニタリング等</p> <p>2 <b>放射能</b>濃度の測定</p> <p>(1) 県は、あらかじめ定めた<b>放射能</b>濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。(関係部局)</p> <p>(2) 市町村は、必要に応じて<b>放射能</b>濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>(2) ア～オ 略</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <u>令和4年7月6日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>（表 略）</p> <p><b>2 広域避難活動</b></p> <p><u>(6) 県及び市町村は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>(2) ア～オ 略</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <u>令和3年7月21日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>（表 略）</p> <p><b>2 広域避難活動</b></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="210 403 1273 634"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く） 、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和4年7月6日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く） 、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1403 403 2466 634"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く） 、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和3年7月21日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く） 、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>時点修正</p>
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く） 、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く） 、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	